平成２２年（フ）第１８０９号
埼玉県新座市野寺５丁目５番８号　エントピアひばりヶ丘106号室
債務者　公家しのぶ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１８号
さいたま市浦和区北浦和３丁目13番12号　トモエハイツ201号室
債務者　清水清人こと　清水百合香
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５９号
埼玉県川口市大字安行原1081番地の16
債務者　篠原　　正
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７４号
埼玉県川口市赤井１丁目７番５号　大村ビル301号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市桜町５丁目３番20号
債務者　小堀なぎさ
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４６号
さいたま市南区曲本１丁目10番13号　宮根第２コーポ101
債務者　横山　幸子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９８２号
さいたま市南区大字大谷口1815番地　ボヌール明花307号室
債務者　谷川　　準
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９２号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地５、旧住所埼玉県久喜市松永212番地１
債務者　殖木　泰司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９３号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原525番地５、旧住所埼玉県久喜市松永212番地１
債務者　殖木　留美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１７号
埼玉県川口市大字安行北谷596番地の２　レジアス館301号
債務者　青木　育子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０１９号
埼玉県北本市北本４丁目211番地１　シティハイムコーポ北本Ａ―201
債務者　大塚　修男
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５１号
埼玉県北本市西高尾６丁目63番地
債務者　石井めぐ美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５８号
埼玉県蕨市錦町１丁目17番26号　シャルム・コート210号
債務者　海洲　佑輔
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６３号
埼玉県川口市芝西２丁目30番13号
債務者　小林　誉史
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７３号
埼玉県川口市東領家１丁目15番２号　コーポアズマ102号
債務者　森下　春盛
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８６号
さいたま市見沼区東大宮７丁目34番地１　コーポ氷川台201
債務者　足原　真吾
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９１号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎３丁目４番１号　２―304
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０２号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｃ　901号
債務者　種本　　勉
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係